

PLOTEGO 利用規約

本PLOTEGO利用規約（以下「**本規約**」という）は、株式会社ペンシル（以下「**当社**」という）が別紙に定める本サービスを顧客に提供し、顧客が本サービスを利用するにあたり、適用される条件を定めるものとする。

1. 定義

本規約においては、別紙に記載される定義および解釈に関する規則が適用されるものとする。

2. サービス利用契約

- 2.1 ユーザーアカウントの開設および本規約の同意 本サービスを希望する顧客は、担当者を通じて当社でユーザーアカウントを開設し、担当者が「当社のPLOTEGO利用規約に同意する場合にはここをクリック」ボタンかチェックボックスをクリックすることまたはその他当社が指定する方法により同意した場合には、顧客と当社との間にサービス利用契約が有効に成立したものとみなす。なお、サービス利用契約には、本規約のみならず、関係する規定等も含まれるものとする。
- 2.2 サービス利用契約の成立 サービス利用契約は、次のいずれかが最初に行われた日（以下「**契約発効日**」という）に成立する。
- (a) 担当者が本取引条件と共に表示される「当社の取引条件に同意します（またはこれと同義の文言）」ボタンかチェックボックスをクリックしたとき
 - (b) 担当者が本取引条件への同意を電子メールまたはその他当社が指定する方法にて当社宛に送付し、当社にそれが届いたとき
 - (c) 顧客が何らかの本サービスを利用したとき
- 2.3 優先順位 顧客による本サービスの利用および当社から顧客への本サービスの提供に対して、本規約等が適用されるものとし、これらで相互に矛盾がある場合には、以下の優先順位で適用する。
- (a) 第1位は本取引条件
 - (b) 第2位は本規約
 - (c) 第3位は当社と顧客の間で締結された契約その他、本サービスの利用にあたり拘束力を持つ規定等
- 2.4 能力および権限等 顧客は、担当者が未成年者や成年被後見人その他の制限行為能力者でなく、サービス利用契約を適法に締結する権限があることを表明し、保証する。また、顧客が法人の場合、顧客は、担当者が顧客を法的に代表しサービス利用契約の効果を帰属させる法的権限を有する者によって、サービス利用契約に同意し、締結することを表明し、保証する。顧客は、顧客が第9.2項(b)(iii)に規定するいかなる解除事由にも該当しないことを表明し、保証する。

担当者は、これらの表明保証に反して、第2.1項および第2.2項に定めるサービス利用契約の締結の手続きを進めてはならない。

3. 本サービスの利用

- 3.1 本サービスの利用 顧客は、本規約に従って、本サービスにアクセスし、利用することができる。顧客は、顧客による本サービスの利用に適用される全ての法令を遵守しなければならない。
- 3.2 顧客のユーザーアカウント 顧客が本サービスにアクセスするには、ユーザーアカウントを登録しなければならない。ユーザーアカウントは、担当者の有効な電子メールアドレスに関連付けられたものであり、別段当社が書面で認めない限り、1件の電子メールアドレスにつき1件のみ作成できる。顧客は、担当者がユーザーアカウント登録時に提供する情報は真実かつ正確であることを保証し、変更があれば、直ちに更新して反映するものとする。当社は、当社の任意の裁量によ

って、顧客によるユーザーアカウントの登録を拒否することができ、顧客に拒否の理由を説明する義務を負わない。

- 3.3 ユーザーアカウントの管理 顧客は、顧客のユーザーアカウントのログイン情報、および、担当者自身によるものか否かを問わず、顧客のユーザーアカウントの下で行われる全ての行為につき責任を負う。さらに、当社の責に帰すべき場合を除き、当社および当社の関係会社は、顧客のユーザーアカウントへの不正なアクセス、またはそれに起因する損失もしくは損害に責任を負わない。無権限の第三者が顧客のユーザーアカウントを使用していることを発見した場合、または顧客のユーザーアカウント情報が喪失もしくは盗まれたことが判明した場合には、顧客は当社に速やかに連絡しなければならない。この場合、顧客は、第9.2項に従って、顧客のサービス利用契約を解除することができる。
- 3.4 サービス 顧客は、本取引条件に従い、いつでも、当社のサービスの追加提供を要求することができる。
- 3.5 第三者コンテンツ 第三者が提供するソフトウェアアプリケーション等の第三者コンテンツは、別料金を支払う等の個別契約とは別の条件のもとで、他の法人または自然人によって直接顧客に提供されることがある。当社は、第三者コンテンツを検査、選別しないので、顧客は、第三者コンテンツを利用するにあたって、顧客自身のリスクで決定し、利用する。

4. 変更

- 4.1 本サービスの変更 当社は、いつでも、本サービスの全部もしくは一部を変更、中止、もしくは廃止し、またはその性能もしくは機能を変更もしくは削除することができる。当社は、第15.6項所定の方法または他の合理的な手段で、本サービスの重要な変更または中止等を顧客に通知する。
- 4.2 本規約等の変更 当社は、いつでも、本規約、その他の関連する規定等およびサービス利用契約で準用する他の文書の全部または一部を変更、中止、または追加することができる。当社は、当該変更、追加または削除を行う場合には、15日の予告期間を設けて、第15.6項所定の方法またはその他合理的な手段で顧客に通知するものとし、この場合、顧客は、予告期間内に限り、当社に対する書面による通知をもって、サービス利用契約を解約することができるものとする。ただし、顧客が本サービスを利用するための費用の増加を生じさせない場合その他顧客に不利益を与えるものではない軽微な変更、追加または削除の場合には、当該変更等は、当社から顧客に対する通知が行われたと同時にその効力が生じ、当該変更等を理由とするサービス利用契約の解約はできない。顧客は自己の責任において変更等の情報を確認するものとする。本規約の最新バージョンは常にそれ以前のバージョンに優先する。

5. セキュリティとデータ

- 5.1 データ保護 顧客は、個別契約に基づく行動に関連して適用される個人情報保護に関する法令を遵守する。顧客は、当社の本サービスおよびサービス利用契約に基づくその他のサービスの提供のために必要となる場合には、エンドユーザーを含む、顧客のウェブサイトアクセスする不特定多数のユーザーに対して、クッキーの利用および収集されるデータの利用に関し適切な情報を提供し、かつこれらユーザーから必要な承諾を取り付けることに同意する。本サービスの提供にあたり当社が収集するデータおよび当社が利用するクッキーについての詳細は、当社のプライバシーポリシー（随時更新版を含む）に定める。本項の顧客の遵守事項については、顧客の自己責任であり、当社は責任を負わない。本サービスにおける「個人情報」（個人情報保護に関する法令に定義される）の取扱いにおいて、当社が個人情報取扱事業者（個人情報保護に関する法令に定義される）としての役割を果たすために必要と判断した場合、当社は以下のいずれかまたは全ての行為を行う。
- (a) 当社は、本サービスの提供に不可欠な目的のために、かつ個人情報保護に関する法令に基づく顧客からの書面による請求があった場合にはそれに従ってのみかかる個人情報を処理する
- (b) 第12条または第6.1項に基づく顧客による義務の履行の要求とは別個に、当社は、個人情報

の不正または違法な取扱いおよび個人情報の不慮の漏えい、滅失または毀損に対して、適切な技術的かつ組織的措置をとる

顧客は、個人情報日本国外に転送され保管される場合があることにつき承諾する。顧客が個人情報保護に関する法令の違反の通知を受け取るか、または当該違反の事実を知った場合には、当社に速やかに連絡しなければならない。当社による何らかの作為または不作為に起因して、個人情報の帰属する者が個人情報保護に関する法令の違反にかかる請求をした場合について、当該作為または不作為が顧客の指示によって直接的に生じた場合には、当社は、当該違反に対する責任を負わないものとする。

5.2 顧客の補償 顧客が前項または個人情報保護に関する法令に違反したことによって、当社が負担することになる責任または当社が被る損害もしくは費用負担の全てについて、顧客は、当社を免責し、防御し、補償することに同意する。

5.3 データの利活用 当社は、顧客に対してより良いサービスを提供するために第三者のデータにアクセスすることがある。他方、顧客は、当社が本サービスの提供によって生じた結果または本サービスを通じて生成されたデータを、集計した形式または匿名化した形式に変更したうえで、当社の信頼できるパートナーに開示等を行うことにより利用することができることに同意する。

6. 顧客の責任

6.1 顧客のコンテンツ 前条における顧客の個人情報の取扱いに関する規定に加えて、顧客は、顧客のコンテンツの提供、開発、内容、運営、維持および使用について、全ての責任を負う。具体的には、顧客は以下の各事項につき全ての責任を負う。

(a) 顧客のコンテンツの技術的な運用

(b) 顧客のコンテンツが本規約並びにその他関連する規定等および法令に違反していないこと

(c) 顧客のコンテンツの正確性および最新性が確保されていること

(d) 顧客のコンテンツに関連するあらゆるクレーム、並びに

(e) 顧客のコンテンツにより権利を侵害されていると主張する者への適切な対応およびその処理

6.2 セキュリティとバックアップ 顧客は、本サービスの適切な利用および顧客のコンテンツを不正なアクセスから保護する暗号技術並びに顧客のコンテンツを保管するルーチンの使用等を含む、顧客のコンテンツの適切なセキュリティ、保護、およびバックアップを維持するために、顧客自身で方策を講じることについて責任を負う。本サービスにおける顧客のユーザーアカウント・ログイン認証およびプライベートキーは、顧客の担当者のみが使用できるものであり、顧客はこれを他の法人や自然人に対して移転、譲渡、貸与、またはサブライセンス付与することはできない。ただし、顧客に代わって作業を遂行する代理人および委託先等に対して顧客のプライベートキーを顧客が開示する場合はこの限りではない。

6.3 エンドユーザーによる違反 顧客が、サービス利用契約、顧客のコンテンツ、または本サービスの利用に関連して、エンドユーザー等の自然人または法人に対して許可、支援、または推奨して行われた行為については、顧客自身が行ったものと見なされる。顧客は、エンドユーザーによる顧客のコンテンツおよび本サービスの利用について責任を負う。顧客は、全てのエンドユーザーがサービス利用契約を遵守しており、全てのエンドユーザーとの間の契約がサービス利用契約に反していないことを確保しなければならない。顧客が、エンドユーザーがサービス利用契約に定められている顧客の義務に違反していることを発見した場合には、顧客は、顧客のコンテンツおよび本サービスへのかかるエンドユーザーのアクセスを速やかに停止させなければならない。

6.4 エンドユーザーへのサポート 顧客は必要に応じてエンドユーザーに対する顧客サービスの提供に責任を負う。

7. 料金と支払い

- 7.1 顧客は、本サービスの対価として、本取引条件に規定する料金を当社に対して支払うものとする。
- 7.2 顧客は、当社が提出する請求書それぞれに対し、本取引条件に規定する支払期日までに、請求書に記載の全ての合計金額（消費税を含む）を本取引条件に定める方法により当社に支払うものとする。
- 7.3 当社は、顧客と協議のうえ、本取引条件を見直す権利を留保する。

8. アクセスまたは利用の停止

- 8.1 停止 当社が以下のいずれかの事由が発生したと判断をした場合には、当社は、顧客への通知をもって、直ちに、顧客またはエンドユーザーによる本サービスの一部または全部にアクセスし、利用する権利を停止することができる。
- (a) 本サービスの顧客またはエンドユーザーによる利用または利用登録が以下のいずれか一つ以上に該当する場合
- (i) 本サービスまたは第三者に対してセキュリティ上のリスクをもたらすこと
 - (ii) 本サービスまたは他の当社の顧客のシステムもしくはコンテンツに対して悪影響をもたらすおそれがあること
 - (iii) 当社、当社の関係会社、または第三者が何らかの責任を負わされる可能性があること
 - (iv) 不正の可能性がある場合
- (b) 顧客またはエンドユーザーがサービス利用契約または個別契約に違反している場合（顧客が当社に支払うべき金員について、支払期限に15日以上遅延している場合を含む）
- (c) 顧客に支払不能事由が発生した場合
- 8.2 停止の効果 当社が本サービスの一部または全部についての顧客のアクセス権または利用権を停止したときは、以下のとおり取り扱うものとする。
- (a) 顧客は当該アクセス権または利用権の停止時までには負担することになった全ての料金について責任を免れない
- (b) 顧客が引き続きアクセス権を有している本サービスについては、それに関する料金について責任を免れない
- (c) サービス利用契約または個別契約に規定されている場合を除き、当社は、顧客のアクセスまたは利用する権利の停止を理由として顧客のコンテンツを抹消することはない
- 8.3 解除権 当社が本サービスにアクセスしまたはこれを利用する顧客またはエンドユーザーの権利を停止した場合であっても、第9.2項に基づきサービス利用契約または個別契約を解除する当社の権利を何ら妨げるものではない。

9. 契約期間と解除

- 9.1 契約期間 サービス利用契約は、第2.1項に従って顧客が本プラットフォームを通じてユーザーアカウントを開設し、本規約に同意した日に発効し、サービス利用契約の条項に従って解約または解除されるまで無期限で存続するものとする。
- 9.2 解約
- (a) 任意のサービス利用契約の解約 いずれの当事者も、相手方に対して、少なくとも30日前の書面による通知を送付することによって、いつでも、いかなる理由であってもサービス利用契約を解約することができる。
- (b) 理由のある解除
- (i) いずれかの当事者による解除 いずれの当事者に以下のいずれかの事由が発生した場合には、相手方当事者に対して何らの責任も負うことなく、直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除することができる。この解除は、当事者が有する他の権利や救済手

段に影響を及ぼさない。

- (A) 相手方当事者がサービス利用契約のいずれかの条項に重大な違反を犯し、当該重大な違反が是正可能である場合に、違反当事者が当該重大な違反がある旨を書面で通知されてから15営業日以内に当該重大な違反を是正しない場合
- (B) 相手方当事者に支払不能事由がある場合

(ii) 当社による解除 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、顧客に対する通知をもって直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除することができる。

- (A) 理由の如何によらず、顧客が、当社が本サービスを実施するために必要な協力をしない場合
- (B) 顧客に第8.1項の事由が発生した場合
- (C) 本サービスを実施するために当社が利用しているソフトウェアその他の技術提供をしている第三者パートナーと当社との関係が終了し、またはその技術提供の方法が変更された場合
- (D) 本サービスの提供が当社に多大な経済的負担もしくは技術的負担または重大なセキュリティ上のリスクをもたらす可能性があるとして当社が判断した場合
- (E) 法令または国家機関もしくは規制当局の要請を遵守するため
- (F) 顧客もしくはエンドユーザーによる本サービスの利用または顧客もしくはエンドユーザーに対する本サービスの当社による提供が、何らかの法令上もしくは規制上の理由で実行不可能もしくは実現不可能になった場合

(iii) その他 当事者は、相手方当事者が以下のいずれかに該当した場合には、何ら通知もしくは催告なくサービス利用契約を解除することができる。

- (A) 役員等（取締役、執行役員、監査役、もしくは会計参与、またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「**暴力団員**」という）であると認められるとき
- (B) 自己の主要な出資者、経営に実質的に関与する者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ）、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人、またはこれらに準じる者（以下、総称して「**反社会的勢力**」という）であると認められるとき
- (C) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (D) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説の流布もしくは偽計・威力を用いて相手方の信用毀損もしくは業務妨害をする行為、またはこれらに準ずる行為をしたとき

9.3 サービス利用契約終了の効果

(a) 理由の如何を問わず、サービス利用契約が終了したときは、以下のとおりとする。

- (i) サービス利用契約に定められている顧客の全ての権利は直ちに終了する
- (ii) サービス利用契約の終了日までに発生している全ての料金について、顧客は責任を免れない
- (iii) 顧客は自らが保有するサービス利用契約に関連する全ての当社のコンテンツを、当社の指示に従って、当社に対して速やかに返却するかまたは消去しなければならない

(b) サービス利用契約の終了の時点で発生している両当事者の権利、または第6.1項、第6.3項、本項、第10条（第10.2項および第10.4項により顧客に付与されるライセンスを除く）、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条およびサービス利用契約または個別契約上、その終了後も存続するとみなされている条項等は、その終了後も影響されることはなく、それぞれの条件に従って継続して適用される。

10. 知的財産権およびライセンス

- 10.1 当社に対する顧客のライセンス 顧客または顧客のライセンサーは、顧客のコンテンツに関する全ての知的財産権を保有するよう確保する。サービス利用契約に定められている限定的なライセンスにより、顧客のコンテンツにおけるどのような知的財産権もサービス利用契約に基づいて顧客または顧客のライセンサーから当社に対し譲渡または移転されることはない。顧客は、当社からの事前の書面による依頼とその合意に基づき、当社と当社の関係会社に対して、本サービスを提供するためかつマーケティングの目的で、顧客のコンテンツを使用、複製、移転、頒布、保存および改変する、非独占的、全世界的、無償、かつ譲渡可能で、サブライセンス付与可能なライセンスを付与する。
- 10.2 当社が顧客に付与するライセンス 当社、当社の関係会社またはそのライセンサーは、本サービスおよび当社のコンテンツに関する全ての知的財産権を保有するよう確保する。顧客によって料金が支払われることを対価として、当社は、顧客に対して、サービス利用契約の期間中、以下のとおり実施する限定的、取消可能、非独占的、サブライセンス付与不能、かつ譲渡不能のライセンスを付与する。
- (a) サービス利用契約に従ってのみ、本サービスにアクセスしこれを利用する。ただし、オープンソースソフトウェアが本サービスの一部を形成することがあることを顧客は承認する。オープンソースソフトウェアがサービス利用契約に基づいて顧客にライセンス付与されることはない
 - (b) 顧客が許可されている本サービスの利用に関してのみ、当社のコンテンツを複製し、利用する。ただし、本サービスまたは当社のコンテンツにおける知的財産権が顧客に移転または譲渡されることはない
- 10.3 ライセンスの制限 顧客もエンドユーザーも、サービス利用契約によって明示的に許可された方法または目的以外では本サービスを利用することはできない。顧客もエンドユーザーも、以下のいずれの行為も行ってはならない。
- (a) 何らかの形式または媒体に何らかの方法により、本サービスまたは当社のコンテンツの全部もしくは一部の複製、展示、頒布、公衆送信（送信可能化を含む）、改変、二次的著作物の作成、二次使用、再生、フレーム、ミラーまたはダウンロードすること
 - (b) （法令により許可される場合を除き）本サービスまたは当社のコンテンツの一部もしくは全部の逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他、人間が認知可能な形式、ソースコードまたは解読されたコーディング形式への変換
 - (c) 本サービスと競合する製品もしくはサービスを構築することを目的として本サービス、当社のコンテンツもしくはその一部へのアクセスもしくはその利用、または何らかの方法で料金負担または利用制限もしくは割当超過を回避しようとする試み
 - (d) 何らかの方法で技術的保護手段（TPM）を排除または回避する試み。個人的もしくは取引上の目的であれ、その唯一の意図された目的がTPMの不正な排除または回避を促進することであって、商品もしくは役務の製造、輸入、流通、販売、展示または広告といった取引活動を行わないこと
 - (e) 第三者に対してサービスを提供するために本サービスもしくは当社のコンテンツを利用し、ライセンス付与、販売、貸与、リース、移転、譲渡、配布、展示、開示する等商業的に活用し、または本サービスもしくは当社のコンテンツを第三者の利用に供すること

顧客に付与された全てのライセンスは、顧客によるサービス利用契約の継続的遵守を前提とし、顧客が遵守しない場合には、第8.1項により本サービスの利用権は停止される。顧客は、本サービスおよび当社のコンテンツへの不正なアクセスまたは不正な使用を防止するためにあらゆる合理的な努力をしなければならず、かかる不正なアクセスまたは不正な使用があった場合には、当社に速やかに通知する。契約期間中またはその後、顧客が利用またはアクセスしていた本サービスまたは当社のコンテンツに関して、顧客は、当社もしくはその関係会社、顧客、取引先、ビジネスパートナー、またはライセンサーに対して、いかなる特許侵害その他の知的財産権侵害の主張もしてはならず、または第三者にそのような主張を許可し、支援し、または奨励してはならない。

- 10.4 **商標の使用** 当社は、顧客に対して、本サービスの利用に関連してのみ当社が保有する商標を使用する非独占的、譲渡不能で、かつサブライセンス付与不能なライセンスを付与する。当社の商標の使用から生じる営業権は当社に帰属する。本サービスに関連し、かつ、当社が定める品質と様式に関する基準に従った方法でのみ、顧客は当社の商標を使用することができる。顧客は当社の商標を本サービスに関する以外の目的または当社の商標の価値を減殺もしくは有効性に影響するような方法で使用してはならない。
- 10.5 **提案** 顧客が当社または当社の関係会社に提案を出した場合には、たとえ顧客が当該提案を秘密と指定した場合でも、当社が提案に関する知的財産権を取得することとする。当社および当社の関係会社は制限なく提案を利用する権利を有する。本規約によって、顧客は、提案に関する著作権その他の全ての権利が顧客にあることを保証するとともに、取消不能の形で、当該提案に関する全ての知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）を絶対的に当社に対して譲渡し（将来の権利の移転も含む）、当社が知的財産権を文書化し、完成し維持するために必要とする協力をするに同意する。仮に当該譲渡が何らかの理由で無効な場合には、その範囲で、顧客は、当社に対して、制限なく、かかる提案を実施、実施委託、使用、輸入、販売の申し入れ、販売、複製、頒布、改変、翻案、二次的著作物の作成、展示または実演その他の方法で提案を利用する非独占的、永久、取消不能、無償、サブライセンス付与可能、および全世界的なライセンスを付与することに同意する。

11. 補償

- 11.1 **顧客による補償** 顧客は、当社や当社の関係会社並びにライセンサー、それぞれの従業員、役員、取締役、および代表者を、その求めに応じて、以下のいずれかの事項に関する第三者（エンドユーザーを含む）からの請求から発生する、またはこれらに関連するあらゆる責任、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む）から、完全に保護し、これを補償し、かつ免責させる。
- (a) 顧客またはエンドユーザーによる本サービスの利用（顧客のユーザーアカウントの下での行動、および顧客の従業員やスタッフによる利用を含む）
 - (b) 顧客またはエンドユーザーによるサービス利用契約の違反または法令違反
 - (c) 顧客のコンテンツ、または顧客のコンテンツの使用、開発、設計、制作、広告もしくはマーケティングによる第三者の権利の侵害または不正利用に関連するあらゆる請求を含む、顧客のコンテンツ、または顧客のコンテンツと他のアプリケーション、コンテンツもしくはプロセスとの組み合わせ
 - (d) 顧客とエンドユーザー間の紛争

当社または当社の関係会社が第三者からの請求に対して対応することを義務付けられている場合には、顧客は、合理的な範囲の弁護士費用だけでなく第三者からの請求に対応するために費やされた当社の従業員や委託先等の時間と資料についても、その時点での当社の最新の時給による費用を支払わなければならない。

- 11.2 当社は、第11.1項の対象となる請求があれば速やかに顧客に通知するよう努力するものとする。顧客は、当社からの事前の書面による同意を得ることを条件として、以下を行うことができる。
- (a) あらゆる請求に応訴を含め法的に対応するために顧客が選択した弁護士に依頼する
 - (b) 顧客が適切とみなすやり方で和解する

当社は、いつでも請求への法的対応および和解を自ら主導することができる。

- 11.3 **当社による補償** 当社は、第三者請求について顧客に対して補償しかつ顧客を免責し、または、当社の選択により、かかる請求に対して応訴を含めた法的対応もしくは和解する。当社は、第三者請求の結果またはこれに関連して顧客が負担し、または被った損失、損害および費用（弁護士費用を含む）につき合理的な範囲で責任を負うものとする。ただし、当該第三者請求が以下の事由に起因する場合には、本第11.3項に規定する補償は適用されないものとする。
- (a) サービス利用契約の条件に従わず、顧客が本サービスの全部または一部の保有、利用、開発、

- 修正、または維持（不正なインストールを含む）している場合
- (b) 当社が提供もしくは指定していないハードウェアもしくはソフトウェアと組み合わせた利用を行い、またはそのように組み合わせて利用しなければ侵害を回避できたと考えられる場合
 - (c) 第三者への権利侵害を回避することができたであろう本サービスの更新または改変後のバージョンを顧客が利用しなかった場合（権利侵害を回避するためにかかるバージョンが顧客に対して時間的余裕をもって提供されたことを前提とする）
 - (d) 顧客が使われているオープンソースソフトウェア・ライセンスの条件を遵守しなかった場合

本項における補償に関する当社の責任限度額は、不法行為（過失または法令上の義務の違反を含む）、契約責任、不実表示、補償等のいずれの主張によるかを問わず、次のうち少ない方の金額とする。（i）請求直前の12カ月間の料金の100%、または（ii）150万円。

- 11.4 前項における当社の補償は、顧客が以下の行為を行うことを条件とする。
- (a) 可能な限り速やかに、当社に対して、合理的な範囲で詳細に第三者請求の内容を記載した書面で通知する
 - (b) 当社の事前の書面による同意なしに、第三者請求に関して責任を認め、合意し、または和解しない。ただし、当社は、当該同意を行うにあたって、不合理に条件を付けたり、保留したり、先延ばしにしたりしないものとする
 - (c) 当社および当社の専門アドバイザーが合理的な時間に（合理的な事前の通知をした上で）、顧客の事務所や顧客の役員、取締役、従業員、代理人、代表者、またはアドバイザー、並びにあらゆる関連文書にアクセスできるようにし、当社および当社の専門アドバイザーが、第三者請求の評価の目的で、当該関連文書を検討しかつ複写することを認める
 - (d) 第三者請求を回避し、異議を申し立て、和解し、またはこれに対して応訴等の対応をするために当社が合理的に要求する措置を講じる
 - (e) 当社が要求した場合には、当該第三者請求に対して当社が応訴等の対応をするを許可する
- 11.5 第三者請求がなされた場合、または第三者請求がなされる可能性があるとして当社が合理的に判断した場合には、当社はその自由裁量によりかつその費用を負担して以下の各行為ができる。
- (a) サービス利用契約に従って顧客が本サービスの利用を継続する権利を顧客に与える
 - (b) 本サービスを修正することで侵害し続けないようにする
 - (c) 本サービスを侵害しない仕様のものに取り替える
 - (d) 顧客への通知をもって該当する個別契約を速やかに解除する

本条は、第三者請求に関する顧客の排他的な救済手段であって、当社はここに定める以外の一切の責任を負わない。

12. 保証

- 12.1 相互保証 当事者は相手方当事者に対して以下の事由を表明しかつ保証する。
- (a) 当事者またはそのライセンサーは、サービス利用契約上の義務を履行し、かつサービス利用契約に定められたあらゆるライセンスを付与するために必要となる全ての知的財産権の権利者である
 - (b) サービス利用契約を締結する権利と権限を有し、かつ契約期間中にサービス利用契約に基づくその義務の履行に関して必要な全ての権限を確保しかつ維持する
 - (c) 意図的に相手方当事者に法令または規制に違反する行為をさせず、または当該違反行為を許容しない
 - (d) 相手方当事者に関して虚偽の、誤解を招くような、または名誉を傷つけるような表明または陳述をしない
- 12.2 顧客の保証 顧客は、顧客のコンテンツまたはエンドユーザーによる顧客のコンテンツの利用が本規約およびその他の規定等を遵守することを当社に対して表明しかつ保証する。顧客が第三者

に対して自らを代理するよう指示している場合には、当該第三者代理人は顧客のサービス利用契約および個別契約の履行に関する全権限を有し、かつ顧客は当該第三者代理人の全ての行為、表明および合意についての責任を負うことを当社に対して保証する。

- 12.3 **仕様** 本サービスは、当社ウェブサイトの規定する仕様に従って実行されることを当社は保証する。顧客による利用がサービス利用契約または当社の指示を遵守していない場合、または本サービスが適正にインストールされていない場合には、本保証は適用されない。本サービスが本項に従って実行されていない場合には、当社は、自らの費用負担において、商業上合理的な努力をしてかかる本項の不遵守の状態を是正するか、望ましいパフォーマンスを達成する代替手段を提供する。合理的な期間内に当社が是正または代替することができる場合には、当該是正または代替は顧客の唯一かつ排他的救済となり、当該保証義務の違反に関して、当社は、それ以外の責任（第14.2条を前提とする）を負わない。

13. 免責条項

- 13.1 顧客は、本サービスが顧客の個人的要求を満たすために開発されたものではないことを承認する。
- 13.2 顧客による本サービスの利用により得られる成果、実績、効果については顧客自身で責任を負う。
- 13.3 本サービスに関連して顧客が当社に提供する情報、指示、もしくはスクリプトにおけるエラーもしくは脱漏に起因する損害、または顧客の指示に基づき当社が行った措置について、当社は責任を負わない。
- 13.4 前条に定める保証を除き、当社並びに当社の関係会社およびライセンサーは、本サービスまたは第三者のコンテンツに関連して、明示もしくは黙示または法定か否かを問わず、いかなる表明、保証、条件提示その他いかなる類の同意も行わない。本サービスもしくは第三者のコンテンツが中断されない、エラーフリーである、もしくは有害な構成要素を含まないこと、または顧客のコンテンツもしくは第三者のコンテンツを含むコンテンツが安全であり、喪失したり損傷したりしないことについても、当社、当社の関係会社およびライセンサーは保証しない。インターネットを含む通信ネットワークと設備上でのデータ転送に起因するあらゆる遅延、配信障害その他の損失または損害について、当社は責任を負わない。顧客は、本サービスはかかる通信設備の使用に内在する制限、遅延、その他の問題に影響を受けることを承認する。
- 13.5 法令で禁止されている場合、およびサービス利用契約において明示的に定められている範囲を除き、当社並びに当社の関係会社およびライセンサーは、満足な品質の黙示的な保証、特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害、平穏な占有および商慣習または取引の過程で生じる保証を含む、あらゆる補償、条件またはその他の要件から免責されるものとする。サービス利用契約において明示的に定められている責任が当社とその関係会社およびライセンサーの責任の全てであり、民法、商法その他法令上の責任を排除する。

14. 責任制限

- 14.1 サービス利用契約のいずれの規定も、当事者の以下の事由に関する責任を排除するものではない。
- (a) 当事者の過失またはその従業員その他のスタッフの過失に起因する死亡または人身傷害
 - (b) 虚偽または詐欺的な不実表示
 - (c) 料金の不払い
 - (d) サービス利用契約または個別契約の条項が責任を排除する可能性を示唆している場合でも、法令によって排除が認められない責任
- 14.2 **責任の排除** 前項にかかわらず、いずれの当事者も、契約責任、不法行為責任（過失または法令上の義務の違反、不実表示、不当利得その他を含む）、補償等のいずれの主張によるかを問わず、次のいずれに関しても責任を負わないものとする。
- (a) 逸失利益

- (b) 機会損失
- (c) 営業上の信用の失墜および／または同種の損失
- (d) データまたは情報の喪失または破損
- (e) サービス利用契約に基づきまたはこれに関連してどのように発生したかを問わず、合理的に予測可能であるか否かを問わず、さらにその発生について相手方当事者に知らされていた場合であろうとも、特別、間接または結果として生じた損失、損害、費用その他の出費

14.3 **責任の上限** サービス利用契約の履行もしくは不履行から発生し、またはこれらに関連するいかなる責任（契約上の責任であるか、または不法行為上の責任であるかを問わない）についても、ある契約年における当社の顧客に対する損害賠償の負担の総額（第11.3項に基づく補償は除く）は以下に限定されるものとする。本項の制限は、第14.1項または前項に定める制限を排除するものではない。

- (a) 損害賠償の負担の総額の上限は、前契約年の当社に対する支払い総額の100%と同額、または150万円の高い方の金額
- (b) サービス利用契約全体における総額の上限は、5千万円とする。つまり、いかなる場合でも、ある契約年のサービス利用契約に基づくまたはこれに関連する当社の債務総額（顧客との間の全ての個別契約を含む）は、5千万円を超えることはない。対象となるサービス利用契約の最初の契約年に関しては、(b)項のみが適用される

本項において「契約年」とは、サービス利用契約に規定される契約発効日またはその応答日から始まる12カ月間を意味する。損害賠償債務が1年以上の契約年にまたがる事由または関連する一連の事由から発生する場合には、全ての債務はその事由が最初に発生した契約年、または関連する一連の事由の最初の出来事が発生した契約年に発生したものとみなされる。

15. 雑則

15.1 **守秘義務と公表** 各当事者は、開示当事者の秘密情報を厳格に秘密として扱い、かつ、サービス利用契約に基づく自らの権利の行使または自らの義務の履行に厳密に不可欠である場合を除いて、開示当事者の秘密情報のいずれの部分も公表または開示しないことを約束する。各当事者は、自らの秘密情報の保護におけるのと同程度のセキュリティ対策を行って注意を払い、いかなる場合でも、合理的な自然人または法人が自己の秘密情報の保護において講ずるであろう措置と同程度の措置を講じなければならない。秘密情報の全部または一部が以下のいずれかに該当する場合には、本項に基づく守秘義務は当該秘密情報の全部または一部に適用されない。

- (a) 公知であるもの、または受領当事者の何らかの作為・不作為に起因することなく公知となったもの
- (b) 開示前に相手方当事者が適法に保有していたもの
- (c) 開示制限なく第三者が受領当事者に対して合法的に開示したもの
- (d) 受領当事者が独自に開発したもので、独自の開発である旨が書面で証明されている場合
- (e) 法令により、管轄裁判所により、または規制当局もしくは行政機関によって開示が義務付けられているもの

守秘義務は契約期間満了後も、秘密情報が受領当事者の作為・不作為に起因する場合を除き、公知となるまでは存続するものとする。各当事者は、開示当事者からの要求があれば、または、サービス利用契約が終了したときは、速やかにサービス利用契約に関連して自らが保有または管理する秘密情報を記録した全ての資料を開示当事者に対して返却するか、または消去しなければならない。顧客は、当社の事前の書面による同意なしに、サービス利用契約または本サービスに関連して、プレスリリースを発表したり、広報活動を行ったりしてはならない。顧客は当社と顧客の間関係を不正確に伝えたりもしくは脚色したり（当社が顧客または顧客の事業上の取り組みを支援している、資金援助している、支持している、これに寄与しているといったことを明示または暗示することを含む）、または、サービス利用契約によって明示的に許可されている場合を除いて、当社または当社の関係会社と顧客またはその他の自然人もしくは法人との何らかの関係または提携を明示または暗示してはならない。

- 15.2 不可抗力 当社、当社の関係会社、または顧客のいずれも、遅延または不履行が不可抗力事象に起因する場合には、サービス利用契約に基づきいかなる遅延またはサービス利用契約に基づく何らかの義務の不履行について責任を負わないものとする。ただし、相手方当事者に対し、かかる事象およびその予想される期間について通知しなければならない。
- 15.3 独立契約者 当社および顧客は独立した契約者であり、サービス利用契約は当事者間のパートナーシップ、代理関係、または合弁事業を構成するものではない。
- 15.4 第三者の権利 サービス利用契約または個別契約は、サービス利用契約の当事者ではない自然人または法人に対して、いかなる第三者受益権も設定しない。
- 15.5 日本語 サービス利用契約が日本語以外に翻訳される場合には、日本語の文章が優先する。
- 15.6 通知
- (a) 顧客に対する通知 当社は、以下の方法でサービス利用契約に基づいて顧客に対して通知することができる。それぞれの方法による通知の効力は、以下の各記載のときに発生する。
- (i) 当社ウェブサイトでの通知の掲示。掲示をもって通知の効力が発生する
 - (ii) 顧客のユーザーアカウントと関連付けられている電子メールアドレスへ電子メールの送信。当社が電子メールを送信した時点で通知の効力が発生する。顧客の電子メールアドレス情報を最新にしておくことは顧客の責任である。当社が電子メールを送信すると、顧客が実際に電子メールを受信したか否かにかかわらず、顧客はその時点で顧客のユーザーアカウントと関連付けられた電子メールアドレスに送信されたあらゆる電子メールを受信したものとみなされる
 - (iii) 手交による。即時に通知の効力は発生する
 - (iv) 顧客の届出住所宛ての翌日配達郵便または書留郵便による。翌日配達郵便は、発送の翌営業日に効力が発生し、書留郵便は、発送から3営業日後に効力が発生する
- (b) 当社に対する通知 サービス利用契約に基づいて、顧客が当社に通知するには、顧客は以下の方法で当社に連絡を取らなければならない。それぞれの方法による通知の効力は、以下の各記載のときに発生する。
- (i) 当社の電子メールアドレス(ap@pencilsystems.com)に宛てた電子メールの送信。当該送信された日の翌営業日に通知の効力が発生する
 - (ii) 手交による。即時に通知の効力は発生する
 - (iii) 福岡県福岡市中央区天神1丁目3番38号天神121ビル5階の株式会社ペンシル宛ての翌日配達郵便または書留郵便による。翌日配達郵便は、発送の翌営業日に効力が発生し、書留郵便は、発送から3営業日後に効力が発生する
- 当社は当社ウェブサイトに掲示することで当社の電子メールアドレスまたは住所を更新することができる。
- 15.7 譲渡 当社の事前の書面による同意がない限り、顧客は、サービス利用契約に定められた顧客の権利または義務の全部もしくは一部に関し譲渡、移転、貸与、委託、下請、再許諾し、または担保に供してはならない。
- 15.8 権利不放棄 サービス利用契約のいずれかの条項の当社による放棄は、将来についてのかかる条項の放棄と見なされたり、または解釈されたりしてはならず、サービス利用契約の条項についての以後の違反に関する当社の権利には影響しないものとする。サービス利用契約に規定されている全ての権利と救済手段は区別できる、個別の、かつ累積的なものであり、当社によるいかなる作為または不作為も、法令により認められる当社の他の権利を排除したりはく奪したりすることはないものとする。
- 15.9 可分性 サービス利用契約の一部（責任の条項を除き、あらゆる条項を含む）が無効、違法、または強制不可能であるか、またはそのようにみなされた場合には、これを有効、合法、かつ強制

可能にするために必要最低限の範囲で修正がなされたものとみなす。かかる修正が不可能な場合には、当該部分が削除されたものとみなす。一部の修正または削除が行われた場合でも、サービス利用契約の残りの部分の有効性および執行可能性には影響しない。一方の当事者がサービス利用契約のいずれかの部分が無効、違法、または強制不可能であると相手方当事者に通知した場合には、両当事者は誠意をもって交渉して当該部分を修正し、修正によってこれが合法、有効、かつ執行可能となるようにし、さらに可能な限り最大限の範囲で、当初の条項の意図された取引上の効果を達成するようにする。

- 15.10 完全合意 サービス利用契約は、本規約およびその他の規定等で構成され、サービス利用契約の主題に関する両当事者間の完全合意を含み、さらにかかる主題に関する両当事者間の、口頭か書面かを問わない、いかなる事前の合意、協定、約束、もしくは提案、または各当事者の従業員もしくは代理人等いずれかの人が発言した声明に優先する。不正行為または悪意の不実表示を除いて、当事者は、真実でなく誤解を招くような表明には責任を負わない。サービス利用契約を締結するにあたって、各当事者は、サービス利用契約に明示的に規定される場合を除き、サービス利用契約の主題に関連して何人（サービス利用契約の当事者か否かは問わない）のいかなる約束、言質、声明、表明、保証、または解釈（書面か否かは問わない）にも依拠しないことを承認しかつこれに合意する。
- 15.11 準拠法と合意管轄 サービス利用契約日本法に準拠しかつ日本法に基づき解釈され、サービス利用契約の存在、有効性または終了に関する問題も含め、サービス利用契約より生じる、またはサービス利用契約に関連する紛争については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙（定義）

「ユーザーアカウント」	本プラットフォームを通じて本サービスにアクセスする顧客の本取引ユーザーアカウントをいう。
「営業日」	土曜日、日曜日、祝日または当社の休業日でない日をいう。
「エンドユーザー」	直接間接を問わず (a) 顧客のコンテンツにアクセスもしくはこれを利用する、または (b) 顧客のユーザーアカウントの下で本サービスにアクセスもしくはこれを利用する自然人または法人をいう。 「エンドユーザー」という用語は、自然人または法人が、顧客のユーザーアカウントではなく自分自身のユーザーアカウントの下で本サービスもしくは何らかのコンテンツにアクセスまたはこれを利用する場合には、かかる自然人または法人を含まない。
「顧客」	本プラットフォームの利用を希望し、当社との間のサービス利用契約に合意した当事者であり、当社との間で個別契約を締結する当事者をいう。個人事業主および法人を含む。
「担当者」	ユーザーアカウントを作成して本サービスを実際に利用する自然人をいい、個人事業主にあつてはその個人自身、法人にあつては、当該法人に所属してユーザーアカウントを作成する各自然人をいう。
「顧客のウェブサイト」	顧客が保有または運営する、個別契約に記載されているドメイン名でのウェブサイトをいう。
「顧客のコンテンツ」	コンテンツであつて、顧客またはエンドユーザーが、(a) 本サービス上で運営するもの（当社のコンテンツではないもの）、(b) 顧客またはエンドユーザーが本プラットフォームに参加できるように提示するもの、(c) 本サービスとインターフェイスで接続するためのもの、(d) 広告において利用するもの（または広告を含むもの）、もしくは適用されるサービス利用契約に基づき顧客またはエンドユーザーが提示またはアクセスを提供するもの、または (e) 顧客のユーザーアカウントの下で本サービスにアップロードし、または顧客のユーザーアカウントに関連して転送、処理、利用もしくは保管するものを意味し、顧客の事業に関連して顧客が利用する商標、ロゴおよびブランド識別表示、並びに、顧客のウェブサイト、小売価格、データ、グラフィクス、ロゴ、写真、ビデオ、テキスト、設計物、その他当社が合理的に要求するアイテムの取引上の目的に関連するあらゆる情報を含むがこれには限定されないものをいう。
「オープンソースソフトウェア」	ライセンス付与されたソフトウェアで、その利用、変更もしくは配布の条件として、当該ソフトウェアに組み込まれた、これより派生した、またはこれとともに配布された他のソフトウェアが以下のいずれかに該当することが必要とされているものをいう。 (a) ソースコードの形で開示または配布されること (b) 派生物（二次的著作物を含む）を作成することを許す条件でライセンスが付与されていること (c) 後続のライセンシーに無料で配布できること
「当社の関係会社」	当社の子会社および関連会社をいう。
「契約期間」	契約発効日に開始されるサービス利用契約の期間をいう。

「広告」	広告その他のコンテンツをいう。
「コンテンツ」	ソフトウェア（マシンイメージを含む）、データ、テキスト、音声、ビデオ画像その他のコンテンツをいう。
「支払不能事由」	<p>以下の各事由をいう。</p> <p>(a) 相手方当事者が支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または金融機関から取引停止の処分を受けた場合</p> <p>(b) 相手方当事者に対する破産法に基づく破産手続開始の申立、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立、会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立、または会社法に基づく特別清算手続開始の申立が、相手方当事者自らまたは他の者よりなされること</p> <p>(c) 相手方当事者の解散が命じられること、もしくは相手方の意思決定機関においてその決議が可決されること、または、相手方当事者に関し管轄裁判所が解散命令を発することができるような状況が発生すること</p> <p>(d) 相手方当事者の業務、事業および財産を管理するための管理人を選任するための命令が発せられること、相手方当事者の管理人を選任するため管轄裁判所に書類が提出されること、または、相手方当事者もしくはその取締役が管理人を選任する意思であることの通知が与えられること</p> <p>(e) 相手方当事者が、差押え、仮差押えもしくは競売の申立てがあった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合</p>
「第三者請求」	第三者によってなされる、本区域内における本サービスの利用が知的財産権または秘密情報に関する権利を侵害していると主張する請求もしくは起訴をいう。
「第三者コンテンツ」	本サービスと併せて第三者によって顧客に提供されるコンテンツをいう。
「知的財産権」	<p>あらゆる特許、発明に関する権利、実用新案権、著作権（出版権、著作隣接権を含む）、商標、サービスマーク、商号、事業名およびドメインネーム、トレードドレスまたは出所表示に関する権利、営業権または詐称通用に対し訴えを提起する権利、不正競争に対する権利、意匠権、コンピューターソフトウェアに関する権利、データベースの権利、地形図に関する権利、人格権、秘密情報に関する権利（ノウハウおよび企業秘密を含む）、その他の知的財産権をいい、いずれについても、サービス利用契約に別段規定する場合を除き、それが登録されているか否かを問わず、当該権利の申請、更新、延長、および、世界のあらゆる地域における保護に関する類似もしくは同等の権利もしくは形式のものを含むものをいう。</p>
「提案」	顧客が当社に対して提供する本サービスへの改善案全てをいう。
「個人情報保護に関する法令」	個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令および官公庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインをいう。
「契約発効日」	第 2.2 項で定義するものをいう。
「秘密情報」	次のいずれかに該当する情報をいう。

- (a) 当社のテクノロジー、顧客、ビジネスプラン、販促とマーケティング活動、財務その他の業務、ノウハウ、ソースコードを含むがこれには限定されないソフトウェア、翻訳物、編集物、部分的複製、および二次的著作物に関する情報を含む専有情報（開示当事者が保有するものか、開示当事者が守秘義務を負う第三者が保有するものかを問わない。）
- (b) 受領当事者への開示時点で秘密である旨の表示が付されている情報、または口頭による開示の場合には、口頭での開示時点で秘密である旨表示し、開示から 30 日以内に、秘密である旨を明確に記載した通知等の有形の形式（電子的形態を含む）に書き起こし、受領当事者に対して提示される情報
- (c) 開示の際の状況に鑑み、専有および／または秘密のものとして誠意をもって取り扱われるべき情報

「不可抗力事象」

ストライキ、ロックアウトその他の労働争議（当社の労働者その他当事者の労働者を含むか否かは問わない）、公共の事業もしくは交通または電子通信ネットワークの障害、天変地異、戦争、暴動、内乱、悪意による損害、何らかの法律、政令、規則、規制または命令の遵守、事故、工場または機械の故障、火災、洪水、地震、台風、またはサプライヤーもしくは下請会社の不履行を含むがこれには限定されず、当社が適切に制御できないあらゆる事由を意味するものをいう。

「法令」

法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドライン、監督指針、行政指導その他の規制（いずれについても、日本以外の国・法域のものを含む）を意味するものをいう。

「本区域」

本取引条件に規定される 1 つ以上の適用区域をいう。

「サービス利用契約」

本規約、その追加条項、本規約中で言及する書面、利用申込書、ウェブサイト上の掲示（プライバシーポリシーその他の規定を含む）、および適宜なされるそれらの修正、改訂、追加または変更に関する当社と顧客の間の合意であって、当事者がそれに拘束されるものをいう。

「本サービス」

個別契約に従って提供される当社の PLOTIGO サービスもしくはそれに付随するサービスを意味し、本プラットフォーム、当社の商標、当社ウェブサイト、当社サービス、当社の広告、およびサービス利用契約に基づき当社が提供するその他の商品またはサービスを含むが、第三者コンテンツは含まないものをいう。

「本取引条件」

顧客が提出した利用申込書に記載された取引条件（価格設定、支払条件、期間、利用担当者を含む）、または広告掲載申込を前提に、サービス利用契約または個別契約の対象となる本サービスの具体的内容とサービス提供の条件を定めたものをいう。

「本プラットフォーム」

当社が運営、プログラム、そしてホストするデジタルプラットフォームをいう。

「料金」

本取引条件に規定される基準に従って顧客が当社に対して支払うべき料金をいう。

「当社のコンテンツ」

本サービスへのアクセスまたはその利用を許可するために、本サービスに関連してまたは当社ウェブサイト上で、当社または当社の関係会社のいずれかが利用可能にするコンテンツをいう。

「当社の商標」

次の商標および／または関連ロゴを意味する。当社、PLOTIGO その他の商標またはロゴであって、当社が保有またはライセンス付与され、サービス利用契約または個別契約の結果として顧客がアクセスすることができるものをいう。

「当社ウェブサイト」

<https://plotigo.com> のウェブサイトのことをいう。